

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

[基本的な考え方]

当社において、コーポレートガバナンスの目的は、継続的に企業価値を高めていくためのものとの認識に立ち、適時適切な情報開示によって透明性を確保できるよう、経営の監視が適切に機能するよう努めてまいります。

また、当社は、ステークホルダーとの約束を守り信頼されることによって企業価値を高めることができると考えております。

[基本方針]

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう環境整備を行います。また、少数株主や外国人株主の権利行使についても平等性の確保に配慮いたします。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、様々なステークホルダーとの適切な協働を図り、これらステークホルダーの立場を尊重し、社会・環境問題等に取り組んでまいります。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報を適時開示することももちろんのこと、非財務情報についてもニュースリリースやホームページ等で情報開示いたします。

(4)取締役会等の責務

当社の取締役会は、事前に取締役会資料を配付し、必要に応じて補足説明などを加え、独立社外取締役2名が独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する監督をしております。また、社外監査役2名を含む監査役会は、独立社外取締役2名とも定期的に会合を持ち、取締役会において経営陣に対して意見を述べております。このように株主に対する受託者責任を果たせる体制になっております。

(5)株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会での対話だけでなく、株主との個別の対話にも対応しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由] 更新

2021年6月改訂のコードに基づき、記載しています。

[原則1-2 株主総会における権利行使]

補充原則1-2-4

当社は2022年6月開催予定の第66回定時株主総会から、議決権行使プラットフォームを導入する予定です。

なお、招集通知の英訳については、2016年6月の第60回定時株主総会から、狭義の招集通知と株主総会参考書類について英訳での提供を行っております。

[原則1-4 政策保有株式]

当社は、企業価値を持続的に向上させるために、中長期的な観点から関係を強化したい企業の株式について、当社取締役会の承認を得て投資しております。保有する政策保有株式については、毎期、取締役会で個別銘柄毎に株式保有の適否を検証し、株式保有によるメリットがないと判断した場合には、株式の売却を検討していますが、検証内容については社外秘のため開示しておりません。議決権行使については、企業毎に業界、規模、経営形態などが異なるため、画一的な議決権行使基準は策定していませんが、当社の企業価値向上の観点から議案ごとに判断して議決権行使しております。

[原則2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保]

補充原則2-4-1

当社は、従業員の多様性がもたらす多様な視点や価値観が、創業当初から取り組んできた独創的な製品開発や新分野・新市場開発に貢献し、会社の経営体質を強化し会社の持続的発展を確保するとの認識に立ち、能力のある人材は、国籍、性別、新卒・中途を問わず、意欲と能力・実績に応じ管理職に登用しています。また、女性活躍推進についても積極的に取り組んでいます。なお、管理職の多様性の確保については、上記登用の結果として確保されるものと考えております。管理職の多様性について一律に数値目標を定めた場合、管理職登用の機会均等を妨げ、従業員のモチベーション低下を招く可能性があるため、数値目標については定めない方針です。

[原則3-1 情報開示の充実]

補充原則3-1-3

当社は、中長期的な企業価値向上のためにはサステナビリティが経営上の重要課題であることを認識し、そのための各種取り組みを行っており、それらについて自社ウェブサイト上で開示しています。人的資本や知的財産への投資等については事業強化戦略の一環として積極的に進めていますが、今後、具体的かつ分かりやすい情報開示を行うよう努めてまいります。気候変動に係るリスク及び収益機会が当社に与える影響については、TCFDと同等の枠組みに基づいた開示を2022年6月までに実施することを目指し、委員会設置等の社内体制の構築と活動方針の策定に向けて検討を進めております。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]

補充原則4-1-3

最高経営責任者(CEO)等の後継者の育成については、代表取締役が、後継候補者に必要な経験をさせており、後継者育成計画は策定しておりません。取締役会は、後継者計画の策定・運用に主体的に関与はしていませんが、経営幹部の選任と取締役候補者の指名に際して指名・報酬委員会が審議を行ったうえで取締役会が決定するというプロセス全体を通じて代表取締役による後継者計画が適切に策定・運用されていることを監督しています。

[原則4-2 取締役会の役割・責務(2)]

補充原則4-2-1

現状の当社の経営陣の報酬に中長期的な業績と連動する報酬は採用しておりませんが、経営陣の業務執行に対する適正な評価として、また経営戦略の達成手段の一つとして相応しい報酬制度のあり方について、指名・報酬委員会において審議を行い、検討を行ってまいります。なお、報酬の決定手続きについては原則3-1に記載のとおりです。

[原則4-3 取締役会の役割・責務(3)]

補充原則4-3-2

当社は、取締役会の取締役等の指名および報酬の決定に関する手続きの透明性および客観性を確保することによりコーポレートガバナンスを更に充実させることを目的として、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しました。本委員会は取締役会が指名する取締役で構成され、委員長は独立役員である社外取締役である委員から選定されます。指名・報酬委員会が、次期CEOの選任に関与することで、公正かつ適正な手続きを確保しています。

補充原則4-3-3

CEOの解任手続きについては、特に決まった方法は定めておりません。万一、CEOがその役割を果たしておらず、解任しなければならない事態が発生した場合には、指名・報酬委員会に諮問した上で、解任する議案を取締役に付議して決議することになると考えております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社の取締役会は、技術開発、生産、販売、管理、企画等それぞれの分野を統轄するにふさわしい社内取締役およびグローバルな知見・経験を有する取締役と女性取締役の必要最小限の員数で構成されており、多様性と規模のバランスも取れております。また、監査役については、財務・会計に関する適切な知見を有する人材を2名選任しております。現在の構成においても、それぞれが当社事業の継続、発展に貢献しており、実効性のある取締役会として十分機能していると考えておりますが、事業環境の変化に合わせて、より良い取締役会の構成を検討し、その実効性を維持するとともに高めてまいります。取締役会全体の実効性の分析・評価については、今後必要に応じ検討していきます。

補充原則4-11-1

当社の取締役会は当社事業、または会社業務に精通する社内取締役と法律、会計等に関する高度な専門性を有し、独立性のある社外取締役で構成されており、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性を確保しながら健全で透明性のある経営体制の維持に努めております。なお、取締役候補者の指名については、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会にて決定しております。なお、取締役の有するスキルの組み合わせについては、来年の定時株主総会に係る参考書類において開示いたします。

補充原則4-11-3

当社の取締役会は、社外取締役および社外監査役から積極的に意見が出されており、取締役会の実効性は保たれていると考えておりますが、取締役会全体の実効性の分析・評価の結果の開示については、今後必要に応じ検討していきます。

[原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社は、持続的成長と企業価値向上を図るため、業績計画のほか、経営戦略や事業施策を公表し、幅広いステークホルダーの理解を得ることに努めております。策定・公表する経営計画、事業施策は、資本コストを意識して収益力・資本効率の向上に努めております。経営計画実現のための施策や中期経営計画の結果等については、株主総会や決算説明会でわかりやすい説明をするとともに、当社ウェブサイトにて開示いたします。

補充原則5-2-1

当社は、毎年度の事業計画策定にあたっては、事業毎の事業の方針、施策について取締役会の分科会である事業計画発表会で事業ポートフォリオも活用して審議しております。なお、事業ポートフォリオ自体と方針、開示の可否については取締役会の決議を経ていないため、今後、方針、開示内容も含め、検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則1-1 株主の権利の確保]

当社は、株主の権利が実質的に確保されることを目的として、積極的な情報開示やより円滑に議決権行使ができる環境整備に努めています。

補充原則1-1-1

当社は、株主の意思を把握し、経営に反映していくため、株主総会后に全議案の議決権行使結果の分析を行い、株主との対話を行う等、必要に応じ対応を行います。

補充原則1-1-2

当社は、経営の意思決定機関である取締役会に加えて執行役員会を設置したうえで執行役員制度を導入し、業務執行と経営の監督を分離することにより、適切な経営の意思決定と業務執行を実現しています。また、それぞれ国際性も有する独立社外取締役2名は法務、会計を専門としており、取締役の経営監督機能を強化し、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得る体制が整備されています。

補充原則1-1-3

当社は、株主の権利行使を事実上妨げることのないよう配慮し、全ての株主に対して公平性の確保に努めています。少数株主に認められている権利については、「株式取扱規程」でその権利行使方法を定め、その権利行使が問題なく行えるよう努めています。

[原則1-2 株主総会における権利行使]

当社では、より多くの株主に出席いただけるよう集中日を避けた開催日を設定し、会場は株主に当社事業を理解していただくためにショールームを備えた本社で実施し、適時、事業内容に沿ったイベントも併催しています。

補充原則1-2-1

当社は、株主総会における株主が適切な判断を行うことに資する情報について、株主総会招集通知にわかりやすく記載し、発送前に当社及び東証のウェブサイト上で速やかに開示します。

[原則1-4 政策保有株式]

補充原則1-4-2

当社の出資額に対して得られる利益との比較だけでなく、企業間の信頼関係など総合的に判断し、必要に応じ保有株主との対話も行ったうえで株式保有の適否を検討いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

当社は、取締役の利益相反取引については取締役会の承認事項になっております。また、毎年、関連当事者間の取引の有無について確認しております。

[原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定]

当社は経営理念として「社是」、「社訓」、「経営方針」を定めており、それらを追求することが持続的な企業価値向上に繋がるものと考えております。当社の経営理念については当社ウェブサイトに掲載しております。

[原則2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題]

当社は事業を通じて環境・社会課題の解決に寄与することが会社の企業価値の向上に繋がるとの経営方針に基づき、ESGを重視した経営を推進しています。社会的な環境課題に取り組むために「ISO(品質・環境)方針」を定め、環境課題に取り組んでいます。人的資本への投資については、働きやすく働きたいのある会社を目指し、社員がより能力を發揮できる制度・環境の整備を行っています。社会貢献では、製品や事業を通じた活動に加え、地域の皆様への貢献活動にも積極的に取り組み企業市民としてさまざまな社会的責任を果たしています。以上の取り組みについては、当社ウェブサイトをご参照ください。今後もサステナビリティを巡る課題については更なる対応を進め、情報開示を拡充してまいります。

補充原則2-3-1

当社は環境配慮製品の開発など事業活動を通じた取り組みのみならず、ESGや危機管理の観点から、サステナビリティに関する各種課題を捉え、取り組んでいます。それらの課題については中期経営計画の重要課題として各事業部部門の事業計画に反映されており、その進捗については四半期毎に取締役会で共有、半期毎に開催される事業計画発表会で各事業部部門の責任者から取締役会メンバーに報告、審議、検討され、審議結果については逐次経営計画に反映されています。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社の企業年金は、予定利率での運用を目指すとともに、株価変動リスクを抑制した運用を信託銀行および生命保険会社に運用を委託しております。企業年金資産の運用状況については、定期的に報告を受けております。また、運用機関やポートフォリオの変更については、取締役会の決議を経て実施しております。管理は、管理本部に企業年金の担当者を置いており、必要な教育を受けております。

[原則3-1 情報開示の充実]

当社は、企業理念としての「社是、社訓、経営方針」、経営計画およびコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方をホームページに開示しております。経営陣幹部および取締役の報酬は株主総会で決められた総枠の範囲内で、会社の業績ならびに各取締役の職責および成果を勘案して代表取締役が原案を作成し、指名・報酬委員会に諮問し、取締役会で承認決定することとしております。

当社の経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名については、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会にて決定しております。当社において、取締役会が代表取締役候補を含む取締役・監査役候補者の指名を行う際の指名理由については、「取締役会の構成(取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性および規模)[補充原則4-11-1]」において開示しており、候補者の詳細な情報は、株主総会招集通知において開示しています。経営幹部・取締役の報酬決定及び経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名をするに当たっての方針については、今後指名・報酬委員会が中心となり、定めてまいります。

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は経営理念として「社是」、「社訓」、経営方針を定めており、当社ウェブサイトに掲載しています。中期経営計画についても決算説明会等にて発表するとともに、当社ウェブサイトに掲載しています。

(2) 本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンス報告書の「-1.基本的な考え方」に記載しています。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

取締役の報酬は株主総会で決められた総枠の範囲内で、会社の業績ならびに各取締役の職責および成果を勘案して代表取締役が原案を作成し、指名・報酬委員会に諮問し、取締役会で決定することとしております。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補者の指名については、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会に諮問の上、取締役会にて決定しております。なお、監査役候補者の選解任については、監査役会の同意を得たうえで実施しています。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社において、取締役会が代表取締役候補を含む取締役・監査役候補者の指名を行う際の指名理由については、「取締役会の構成(取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模)[補充原則4-11-1]」において開示しており、候補者の詳細な情報及び監査役については、監査役として必要な知見・経験等について、株主総会招集通知において開示しています。

補充原則3-1-1

当社は、社外秘である項目を除き、投資家に必要な情報を適時適切に情報開示しております。法令に基づく開示項目については、法令順守を優先して記載していますが、利用者に分かり易い情報開示に努めております。

補充原則3-1-2

当社ウェブサイトには英語サイトも開設しており、決算短信、狭義の株主総会招集通知、参考資料、ファクトシートを英訳にて作成し、提供しております。今後も英文の情報開示、提供を拡充してまいります。

[原則3-2 外部会計監査人]

当社の監査役は、外部会計監査人と定期的にコミュニケーションを取っており、適正な監査の確保に努めております。

補充原則3-2-1

- (1)当社は、公益社団法人 日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画・監査の実施状況・職務の遂行が適正に行われている体制・品質管理基準等の報告を受け、総合的に評価・選定しております。
- (2)当社は、外部会計監査人から定期的な面談において独立性と専門性を有していることを確認しております。

補充原則3-2-2

- (1)当社の取締役会及び監査役会は、外部会計監査人と協議し、監査に必要な時間を確保しております。
- (2) 外部会計監査人と代表取締役、管理担当取締役は定期的に面談をしております。また、必要な場合には、随時面談を行うこととしております。
- (3)監査役は、外部会計監査人と定期的に面談を行っております。また、監査役は内部監査部門と連携して主要部門の業務監査を実施しております。必要に応じて社外取締役とも情報交換を行っております。
- (4)もし問題が発生した場合には、財務報告委員会で審議して対策案を策定し、取締役会で承認を得ることとしております。また、監査役は、取締役が問題点への対応や再発防止策が適切に行われるよう監視に努めます。

[原則4-1 取締役会の役割・責務(1)]

取締役会では、当社の経営戦略や経営計画等の方針、重要施策について、社外取締役を交えて活発な意見交換のもと議論を行っています。取締役会は、執行役員会の審議事項、業務執行報告や事業計画の進捗報告を取締役会の分科会で受ける等をして、経営状況の監視、監督を行っています。

補充原則4-1-1

取締役会の決議項目は取締役会規程で定めております。また、代表取締役や経営陣に対する委任の範囲は取締役会で決定し、具体的な決裁手続きは決裁・稟議規程に定めており、規程の遵守について取締役会で随時確認しております。

[原則4-2 取締役会の役割・責務(2)]

当社は、業務執行責任を負う経営陣からの提案は、会社の持続的成長のためには不可欠であると認識しており、取締役会や執行役員会における提案は、その方法や形式に拘わらず随時受け入れております。取締役の役員報酬については、2021年2月24日付けの取締役会による「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等決定」に従い、取締役会の任意の諮問機関であり独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会が、事業年度毎の業績に加えて中長期的な経営戦略の遂行状況等を適切に評価し、業績連動報酬(年次賞与)を提案し、採用しております。

[原則4-4 監査役及び監査役会の役割・責務]

当社の監査役は、独立した客観的な立場で、取締役の職務の執行を監査しております。また、2名の社外監査役は、専門知識や経験を活かして、取締役会において積極的に意見を述べております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たす資質を十分に有する独立社外取締役2名、3分の1以上を選任しております。また、独立社外取締役は、専門的、客観的な立場から適宜他の取締役に対して、自らの知見に基づいて、助言、提言を行っており、十分な監督機能を果たしております。当社の事業規模や会社を取り巻く環境を踏まえると、現状の2名が適切であると判断していますが、今後は、過半数の独立社外取締役の選任を検討いたします。

補充原則4-8-3

当社は支配株主を有しておりません。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、独立社外取締役は会社との取引関係や利害関係がなく、かつ、弁護士や公認会計士など企業価値向上のために客観的な判断ができる方を選任することとしております。

[原則4-10 任意のしくみの活用]

当社は、監査役会設置会社であり、加えて執行役員制度の導入により業務執行と経営の監督を分離することにより、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分に牽制の効く体制を整備しています。法定の機関以外に執行役員会、指名・報酬委員会、内部統制委員会とその傘下の5つの委員会等、任意の委員会を設置し、ガバナンス機能の強化を図っています。

補充原則4-10-1

当社の取締役5名のうち、独立社外取締役は2名であり、過半数には至っておりませんが、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は取締役会が選任する委員で構成され、その委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長も独立社外取締役が務めています。指名・報酬委員会では、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

[原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

補充原則4-11-2

取締役・監査役における他の会社の役員との兼任状況については、株主総会招集ご通知および有価証券報告書に記載しております。他の会社との兼任状況は合理的な範囲であり、役割・責任を果たすために必要な時間は確保できていると判断しております。

[原則4-12 取締役会における審議の活発化]

補充原則4-12-1

(3) 事業年度の開始前に、年間スケジュールを確定し、会社法上の予定審議事項と併せて通知しています。

(4) 審議項目数は、取締役会規程、決裁・稟議規程に定めた事項について、重要度に応じ、審議時間に支障を及ぼさない数を設定しています。開催頻度は、原則月1回開催とし、必要に応じ臨時取締役会の実開催、書面開催を行っています。

[原則4-13 情報入手と支援体制]

補充原則4-13-3

監査部が定期的に実施する各部門の内部監査に監査役は同席し、監査報告書も共有しています。その他、内部統制案件等の経営上重要な情報については、内部統制委員会事務局が適時、取締役会、監査役会に提供しています。

[原則4-14 取締役・監査役のトレーニング]

補充原則4-14-2

当社は、新任取締役については、取締役として備えておくべき知識の修得と責任や自覚等についての研修を受講しております。社外取締役については、当社グループの工場に案内して自社製品と製造ラインを知っていただくことによって、より適切な経営判断が可能な基礎情報を提供しております。また、時世の変化に対応するため必要に応じて外部から講師を招いて研修を行っております。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

補充原則5-1-1

株主・投資家との実際の対話の対応者は、IR担当取締役が応じます。面談の主な関心事項も踏まえた上で必要に応じ、社長、社外取締役を含む取締役、執行役員または監査役が面談に応じます。

補充原則5-1-2

(1)株主・投資家との対話は、IR担当取締役が統括します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日器	7,272,764	35.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,814,900	8.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口・株式管理)	1,284,800	6.33
高田 揚子	646,079	3.18
御器谷 春子	644,064	3.17
株式会社三菱UFJ銀行	596,758	2.94
有限会社ミキヤコ ポレ ション	565,094	2.79
PERSHING - DIV. OF DLJ SECS. CORP.	477,300	2.35
有限会社ミキヤエンタ プライズ	415,387	2.05
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	410,300	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社日器(関連会社)は、当社議決権の35.85%(2021年9月30日現在)を所有する関連会社ですが、同社は不動産賃貸業を行っており、当社との事業活動の関連性はないため、事業上の制約を受けることはありません。当社の事業計画の策定や経営について関与しておらず、独立性を確保しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
中川 康生	弁護士												
小見山 満	公認会計士												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中川 康生		中川・山川法律事務所・弁護士 高橋カーテンウォール工業株式会社社外監査役 Leading Resorts Development 特定目的会社社外取締役	企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督行っただけのものであり、独立役員として選任しております。
小見山 満		小見山公認会計士事務所所長・公認会計士 税理士法人麻布パートナーズ総括代表社員	公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しており、主にコーポレート・ガバナンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと判断し、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役、監査役および執行役員の指名ならびに取締役および執行役員の報酬等に係る事項について、取締役会の諮問を受けて審議を行い、その結果を取締役に報告しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、監査に必要な情報交換を行っております。
 ・社長の直轄部門として監査部を設置し、各部門における業務の遂行が社内規程に違反していないか、専任者2名が内部監査を実施しております。
 ・監査役は、取締役会やその他の重要な会議に出席し、経営の監視をすると共に、監査部と連携して各部門の監査を実施し、不正行為の監視を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加々美 博久	弁護士													
篠塚 久志	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加々美 博久		加々美法律事務所所長・弁護士 ウエルシアホールディングス株式会社社外監査役 株式会社ビー・エム・エル社外監査役	弁護士として法的な経験・見識があり、客観的かつ中立的な立場からの経営チェック機能の充実に図るために独立役員として選任しております。
篠塚 久志		株式会社小松製作所顧問 株式会社JSP社外取締役	世界各地で事業展開をしているメーカーにおいて企業経営に長年携わり、豊富な経験と実績、高い見識を有し、当社の経営に活かしていただくため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社における独立役員の独立性の判断基準

1. 当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を独立性の判断基準とする。
2. 独立性判断の補足事項を以下に定める。
 - (1) 業務執行者とは、取締役、執行役、執行役員、その他の使用人等をいう。
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、その取引先の連結売上高の2%または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループから受けた取引先をいう。
 - (3) 当社グループの主要な取引先とは、当社の連結売上高の2%又は1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを当社グループに行っている取引先をいう。
 - (4) 多額の金銭とは、年間1千万円を超える場合をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬(中長期業績連動報酬)について導入を検討中です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期の有価証券報告書で開示しております。

- 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数
取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等の総額 222百万円 4名
監査役(社外監査役を除く。)に対する報酬等の総額 18百万円 1名
社外役員に対する報酬等の総額 56百万円 5名
- 役員ごとの報酬等の総額等
報酬額等の総額が1億円以上の者については、有価証券報告書にて個別開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方法と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

- 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
・取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
・社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場から経営を監督及び助言する立場を考慮し、月例の固定報酬のみとし、その額は社外取締役としての責務に相応しいものとし、常勤・非常勤の別や各々の果たす役割等を考慮して個別に決定する。
- 業績連動報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
・年次賞与は、事業年度毎の業績に加えて中長期的な経営戦略の遂行状況等を適切に評価し、これを報酬に反映し、6月に支給するものとする。
- 取締役の(役員退職慰労金を除く)個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
・取締役会は、取締役の報酬等の額又はその算定方法について指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得て決議する。なお、取締役会の決議において取締役の報酬等の額又はその算定方法について指名・報酬委員会に一任することもできるものとする。
・指名・報酬委員会構成メンバー
委員長 社外取締役 中川 康生
委員 代表取締役社長 小形 明誠
委員 社外取締役 小見山 満

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役をサポートする担当者は設置していませんが、担当者設置の要請があれば設置することとしています。また、重要な事項については社外取締役および社外監査役に事前説明をしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役会設置会社としての企業統治体制をとっております。また、2019年4月1日には執行役員制度を導入し、同年6月21日の株主総会で取締役を従来の11名から6名に削減し、経営の監督と執行の分離を図ることいたしました。

取締役は現在5名で、そのうち2名が社外取締役であります。取締役会は原則として月1回定時取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の意思決定を行っております。社外取締役は、取締役会およびその他の重要な会議に随時出席し、情報収集をすると共に経営の牽制機能を果たしております。

監査役会は現在3名で構成され、そのうち2名が社外監査役であります。監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役の任務遂行について厳正な監視を行っております。また、監査役は、各取締役、会計監査人、監査部(内部監査)と連携・情報収集を行い、そこで収集した監査に必要な情報をもとに監査役会を開催し、必要に応じて経営改善のためのアドバイス等の措置をとっております。

取締役候補者は取締役会の諮問を受け、指名・報酬委員会で指名し、定時株主総会で正式に承認を得ております。取締役の任期は1年とし、毎年株主の信任を得ております。

監査役候補者は、取締役会の諮問を受け、指名・報酬委員会で指名し、監査役会の承認を経て、定時株主総会で正式に承認を得ております。

取締役・監査役の報酬につきましては、総枠を定時株主総会で承認を得て、個別の報酬額については、取締役会の諮問を受け、指名・報酬委員会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、経営の監視が有効に機能しておりますので、この企業統治体制を継続いたします。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の約2週間前までに発送していますが、当社ホームページ上では発送日前に掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しています。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類のみ英訳し、Web開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に1度、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を実施しています。2021年3月期は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンラインで実施しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、各種プレスリリース、有価証券報告書などをホームページに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部ならびにIR担当取締役が対応しています。	
その他	アナリスト・機関投資家との個別の取材対応を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループ会社を含めた環境保全活動を実施しています。環境への影響の少ない製品の開発・生産・企業活動をしており、製品含有化学物質マネジメントの構築やグリーン調達基準を設定しています。CSR活動では、地域の清掃、子供たちへの環境教育、森林の手入れなどを行っています。活動の詳細について、毎年度「社会・環境報告書」を作成し、ホームページに掲載しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制を次のように定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役は、取締役会規程をはじめ職務権限規程、決裁・稟議規程等、取締役に係る諸規程に基づき取締役の職務を執行し、コンプライアンス体制の確立を図る体制とする。
- (2)取締役は、関係会社管理規程およびグループ共有規定に基づき、国内子会社および海外子会社の職務執行を監視する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存し、管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する体制とする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部統制委員会傘下に分野別の委員会を設置し、内部統制規程、コンプライアンス規程、安全保障輸出管理規程、危機管理規程、および各委員会関連細則に則ったリスク管理体制とする。なお、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応により損害の拡大を防止し、損失の影響を最小限に留める体制とする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催し、重要事項について審議・決定を行うとともに、執行役員会規程に基づき、原則週1回の執行役員会を開催し必要事項を審議・決定することにより、取締役の職務の執行を効率的かつ機動的に行う体制とする。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

使用人は職務権限規程、業務分掌規程、決裁・稟議規程、就業規則等に従って職務を執行し、法令および定款に適合することを確保するためにコンプライアンス体制を確立するものとする。また、内部監査規程に基づき監査部による監査を行う体制とする。

6. 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、国内子会社および海外子会社を統轄して企業集団のコンプライアンスおよびリスクの管理を推進する体制とする。

- (1)当社子会社の取締役または当該子会社の統轄部署の部門長は、執行役員会規程に基づき開催される執行役員会で月1回子会社の営業成績、財務・経理、人事、その他の経営上の重要事項を報告する体制とする。
- (2)国内子会社および海外子会社の個別リスクは、関係会社管理規程、内部統制規程、危機管理規程等で定められた担当部門がリスクを網羅的・統括的に管理する。また、内部統制規程、コンプライアンス規程、安全保障輸出管理規程、危機管理規程、および各委員会関連細則を国内子会社の取締役および管理職ならびに海外子会社の日本人責任者は関係者に周知徹底する。
- (3)当社は、中期経営計画規程に基づき中期経営計画を策定し、さらに計画を期毎に具体化するため事業計画を策定し当社グループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
- (4)当社は、職務権限規程、業務分掌規程、決裁・稟議規程、関係会社管理規程で指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め子会社にこれに準拠した体制を構築する。
- (5)当社グループは、内部通報規程で当社グループの役員および使用人がグループ内および社外(弁護士)の通報窓口へ直接通報を行うことができる体制とする。

さらに、子会社が、当社からの経営指導内容、または、当社との取引条件について不当と認めた場合は、関係会社管理規程に基づきその旨を当社監査部に報告できる体制とする。

7. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、専任で監査役付を置くことができる。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を監査役付として配置する場合は、取締役からの独立性を確保するため、その人事・指揮命令系統等については監査役が決定する。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、取締役会および執行役員会等で決議・報告される業務執行に関する重要事項を監査役に報告する。また、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査や内部通報の実施状況およびその結果、業務執行に関する事項について報告を求められたときは速やかに監査役に報告する体制とする。

10. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループ内に周知徹底する。

11. その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を設定する。また、必要に応じて、外部の弁護士・税理士・公認会計士等専門家の助言を得ることができる体制とする。

12. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に

係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを当社が証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、いかなる反社会的勢力とも関係を持たず、当社グループの取締役および全従業員は、反社会的勢力の利用、資金提供、協力、加担など一切の関わりをもたないことを宣言します。反社会的勢力による不当要求が発生した場合の統括部門を総務部とし、その責任者は総務部長とします。総務部は、所轄警察署や専門機関と連携し、反社会的勢力排除活動を積極的に推進しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1) 適時開示に係る基本姿勢について

当社は、お客様、株主をはじめとする投資家、地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、東京証券取引所が定める適時開示規則に準拠して、会社情報およびその他の重要な情報について適時適切な開示に努めております。また、適時開示規則等、法令などに定められた情報だけでなく、当社グループの事業内容、及び経営方針や戦略に関する情報についても、積極的な情報開示をしております。

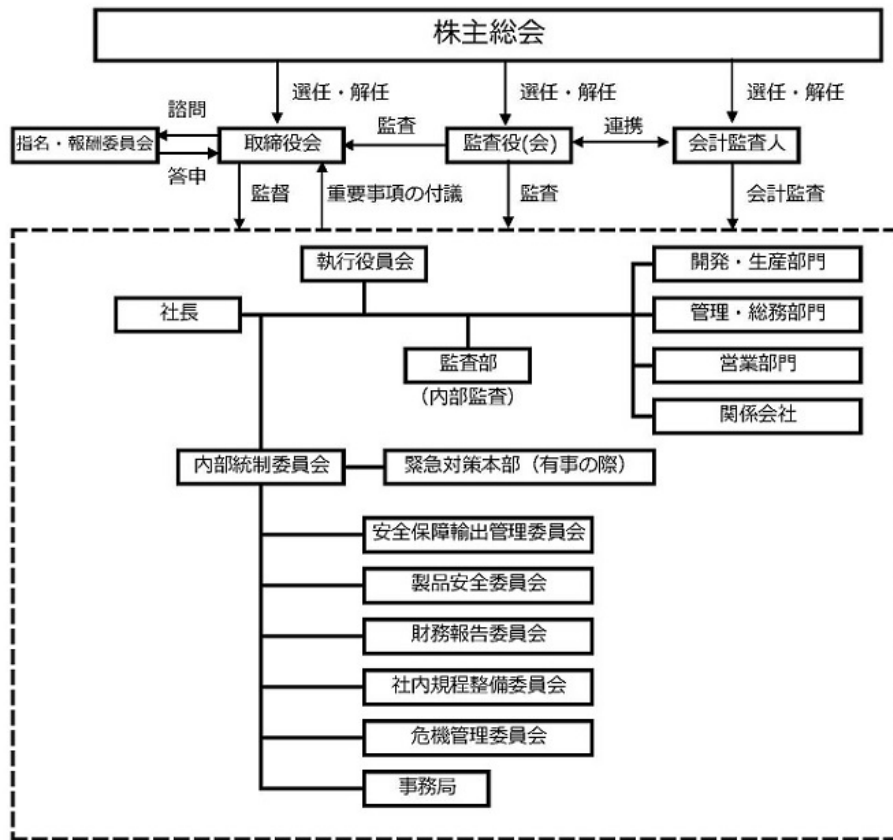
(2) 適時開示に係る社内体制について

当社は、社内規程(日東工器グループ内部者取引管理規程)に従い、以下のとおり適時開示すべき情報を取り扱っています。

・当社の業務等に関する重要事実、情報取扱責任者であるIR担当役員により管理され、担当部門である経営企画部において適時開示業務が行われており、適時開示体制の強化・整備に努めております。

・情報管理については、情報システム部が中心となり、情報管理規程に従い、必要なセキュリティ対策を講じて全社的な情報管理体制の強化を図っております。

【参考 1】 内部統制体制の模式図



【参考 2】 適時開示体制の模式図

